

種市漁港海岸ほか陸閘（機械）保守点検業務委託仕様書

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、種市漁港海岸1号・3号陸閘、久喜漁港海岸2号陸閘の保守点検業務委託（以下「業務委託」という。）に適用する。

（業務委託の履行場所）

第2条 業務委託の履行場所は、次のとおりとする。

- ① 九戸郡洋野町種市地内 種市漁港海岸1号・3号陸閘
- ② 久慈市宇部町久喜地内 久喜漁港海岸2号陸閘

（業務委託の内容）

第3条 業務委託は、別紙に掲げる設備について、水門・陸閘保守要領に基づき、点検及び整備を行うものとする。

（準拠基準）

第4条 業務委託の点検及び整備作業の実施にあたっては、次の基準に準拠して行うものとする。

- 日本工業規格（J I S）
- 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- 電気設備に関する技術基準（経済産業省）

（点検及び整備作業）

第5条 点検及び整備作業は、別添「点検整備要領」により実施するものとする。

作業の実施者は、当該設備の機能、構造等に精通し、十分な経験と技術を有する機械技術者でなければならない。

（作業上の留意事項）

第6条 次の点に留意して、作業を行うものとする。

グリースの塗布にあたっては、給油箇所以外の場所に付着しないように注意し、万一付着した場合は、洗い油等で清掃除去するものとする。

（測定機器等）

第7条 点検に要する測定機器及び整備用の工具は、すべて受託者の責任で準備するものとする。

（報告書等）

第8条 作業終了後、点検及び整備結果と作業状況の写真をA4判の報告書にまとめ、すみやかに2部提出するものとする。

(施設の保全)

第9条 既設構造物を汚染または損傷したときは、受託者の責任で復旧しなければならない。

(関係法令の遵守)

第10条 受託者は、業務委託の履行にあたり労働安全衛生法等の諸法令を遵守するものとする。

(事故等の報告)

第11条 受託者は、保守点検作業中に事故等が発生した場合は、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

(監督員の立会)

第12条 点検は、原則として監督員立会いのもで行うものとする。

(疑義)

第13条 この仕様書に明記されていない事項または疑義ある事項については、両者協議して定めるものとする。

(設計変更)

第14条 本業務の履行にあたり、実施設計の内容によることが不適當な場合には、監督員と協議のうえ、設計変更できるものとする。

設 備 仕 様

1. 種市漁港海岸 1 号陸閘

(1) アルミ合金製横引戸

純径間 10.000m、有効高 4.500m

設計水位

海側 7.600m(TP.+13.14m)

陸側 0.000m(TP.+5.54m)

操作水位

無水操作

水密方式

後面 4 方ゴム水密

開閉操作

電動ラック式

操作方式

手動操作+機側操作+遠隔操作

操作時風速

10.0m/ s

(2) 機側操作盤(屋外陸閘操作 BOX 含む) (1 式)

(3) レール (1 式)

2. 種市漁港海岸 3 号陸閘

(1) アルミ合金製両開き

純径間 8.750m、有効高 4.500m

設計水位

海側 7.300m(TP.+12.84m)

陸側 0.000m(TP.+5.54m)

操作水位

無水操作

水密方式

後面 4 方ゴム水密

操作方式

手動操作+機側操作+遠隔操作

操作時風速

10.0m/ s

- (2) 機側操作盤(屋外陸閘操作 BOX 含む) (1式)
- (3) レール (1式)

3. 久喜漁港海岸2号陸閘

- (1) アルミ合金製横引戸
 - 純径間 7.200m、有効高 4.500m
 - 設計水位
 - 海側 8.460m(TP.+14.00m)
 - 陸側 0.000m(TP.+5.54m)
 - 操作水位
 - 無水操作
 - ゲート敷高
 - TP.5.540m
 - 水密方式
 - 後面4方ゴム水密
 - 開閉操作
 - 電動ラック式
 - 操作方式
 - 手動操作+機側操作+遠隔操作
 - 走行距離
 - 8.000m
 - 操作時風速
 - 16.0m/s(水門鉄管技術基準より)
 - 操作時間
 - 4分以内
- (2) 機側操作盤(屋外陸閘操作 BOX 含む) (1式)
- (3) レール (1式)

別表第1
巡視点検の項目

1 統制局・制御所

設備区分	設備区分	頻度	巡視項目	点検者	備考
電源設備	非常用発電機 分電盤	1月に1回	外観異常の有無 内部異音・異臭の有無 選択、表示の状態	管理者	
遠方監視制御設備	衛星アンテナ 遠方監視制御装置 監視端末 警報操作表示器 警報表示盤				

2 水門・陸閘

設備区分	設備区分	頻度	巡視項目	点検者	備考
土木施設	導水部分 開閉部分 河床及び路面	随時	開閉の支障の有無	市町村(消防団)	
	堰柱 カーテンウォール 河床及び路面 管理橋 操作室建屋	(1年に1回) 1月に1回	本体及び周辺の異常の有無	今回業務	
機械設備	扉体 戸当り 水密部 開閉装置 挟み込み防止装置		外観異常の有無		
	機側操作盤 開度計 水位計		外観異常の有無 内部異音・異臭の有無 選択、表示の状態		
電源設備	引込開閉器盤 耐雷トランス 電源切替盤 非常用発電機 UPS 管理分電盤		外観異常の有無 内部異音・異臭の有無 選択、表示の状態	別途	
安全周知設備	安全周知制御盤 回転灯 スピーカ サイレン 遮断機 電光表示板		外観異常の有無 内部異音・異臭の有無 選択、表示の状態		
遠方監視制御設備	遠方監視制御装置 衛星アンテナ		外観異常の有無 内部異音・異臭の有無		
電源設備	引込開閉器盤 耐雷トランス 電源切替盤 非常用発電機 UPS 管理分電盤		外観異常の有無 内部異音・異臭の有無 選択、表示の状態 非常用発電機試運転	別途	

別表第2

点検整備要領

1 統制局・制御所

設備区分	機器等	種別	頻度	巡視項目	実施方法
電源設備	非常用発電機	動作試験	1月に1回	非常用発電機の試運転	自動
	分電盤 非常用発電機	年次点検 測定試験	1年に1回	①巡視で把握できない箇所の異常の有無 ②軽微な手入れ清掃 ③測定試験 —絶縁抵抗、接地抵抗、蓄電池電圧、内部抵抗、温度測定	別途
遠方監視制御設備	衛星アンテナ 遠方監視制御装置	年次点検 動作試験 測定試験	1年に1回	①巡視で把握できない箇所の異常の有無 ②軽微な手入れ清掃 ③遠隔制御試験 ④測定試験 —通信レベル測定、融雪ヒータ抵抗測定	
	監視端末 警報操作表示器 警報表示盤	年次点検 動作試験	1年に1回	①巡視で把握できない箇所の異常の有無 ②軽微な手入れ清掃 ③警報表示動作試験	

2 水門・陸閘

設備区分	機器等	種別	頻度	内容	実施方法
水門・陸閘	水門・陸閘	試運転	1年に3回	①開閉操作の試運転	市町村 (消防団)
機械設備	扉体 戸当り 水密部 開閉装置 機側操作盤 開度計 水位計 挟み込み防止装置 管理橋、連絡橋	年次点検 動作試験 測定試験	1年に1回	①亀裂、摩耗、たわみ、変形、腐食、取付ボルトの緩み等の点検 ②給油 ③塗膜の発錆、ふくれ、剥離、亀裂等の点検 ④機側操作盤の保護装置作動試験 ⑤電動機、制御盤の電圧・電流・絶縁抵抗・接地抵抗の測定 ⑥動作試験 ⑦開度計、水位計の指示点検	今回業務
安全周知設備	安全周知制御盤 回転灯 スピーカ サイレン 遮断機 電光表示板	年次点検 動作試験	1年に1回	①巡視で把握できない箇所の異常の有無 ②軽微な手入れ清掃 ③動作試験	別途
遠方監視制御設備	遠方監視制御装置 衛星アンテナ	年次点検 動作試験 測定試験	1年に1回	①巡視で把握できない箇所の異常の有無 ②軽微な手入れ清掃 ③遠隔制御試験 ④通信レベル測定	
電源設備	引込開閉器盤 耐雷トランス 電源切替盤 非常用発電機 UPS 管理分電盤	年次点検 動作試験 測定試験	1年に1回	①巡視で把握できない箇所の異常の有無 ②軽微な手入れ清掃 ③電源切替動作試験 ③測定試験 絶縁抵抗、接地抵抗、蓄電池電圧、内部抵抗、温度測定	別途